

地震保険の概要

1. 地震保険とは

地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償

- (1) 居住用建物またはその建物に収容されている家財を対象
- (2) 法律（「地震保険に関する法律」）に基づいて、政府と民間の損害保険会社が共同で運営
- (3) 一定規模以上の支払保険金が生じた場合、保険金の一部を政府が負担（政府再保険）
- (4) 契約者からの保険料を準備金として積立（必要経費を除いたすべて）
- (5) 地震災害による被災者の生活の安定に寄与することが目的

2. 地震保険の必要性

○ 火災保険では、地震による火災（延焼・拡大を含む）は補償されない。

【理由】地震リスクは、次の3点から通常の損害保険になじまない性質を有する。

- ①発生時期・頻度の予測の困難性
- ②巨大損害の可能性
- ③広域災害の可能性

⇒ 政府と民間の共同運営による「地震保険」が必要

3. 地震保険の誕生と改善(概要)

年	主な地震と地震保険制度の改定	改定内容等
1964年	新潟地震 発生	これを契機に地震保険創設への要望が高まる
1966年	「地震保険に関する法律」制定 地震保険制度発足	「全損」のみ補償 付保割合（付帯される保険の30%） 加入限度額（建物90万円、家財60万円）
1978年	宮城県沖地震 発生	
1980年	補償内容の改定 付保割合の引上げ 加入限度額の引上げ 保険料率の見直し	「全損」に加え、「半損」も補償 付保割合（火災保険の30%～50%） 加入限度額（建物1,000万円、家財500万円）
1987年	千葉県東方沖地震 発生	
1989年	伊豆半島沖群発地震 発生	
1991年	補償内容の改定 保険料率の見直し	「全損」「半損」に加え、「一部損」も補償
1995年	阪神・淡路大震災 発生	
1996年	家財の補償内容の改定 加入限度額の引上げ 保険料率の見直し	家財の半損に対する支払割合の変更（10%→50%） 加入限度額（建物5,000万円、家財1,000万円）
2001年	割引制度の導入 保険料率の見直し	「建築年割引」および「耐震等級割引」の導入
2007年	地震保険料控除制度の創設	保険料控除の限度額（所得税50,000円、個人住民税25,000円）
2007年	料率算出方法の改定 割引制度の拡充 保険料率の見直し	「確率論的地震動予測地図」を算出に適用 「免震建築物割引」および「耐震診断割引」の追加
2010年	建物の構造区分の改定	「建物の種類」と法令上の「建物の性能」で建物の構造区分を判定
2011年	東日本大震災 発生	
2014年	割引制度の見直し 保険料率の見直し	「免震建築物割引」および「耐震等級割引（耐震等級3および2）」の割引率拡大
2016年	熊本地震 発生	

年	主な地震と地震保険制度の改定	改定内容等
2017年	補償内容の改定 保険料率の見直し 割引制度の見直し	損害区分の細分化（「半損」を「大半損」「小半損」に分割） 保険料率3段階改定の1回目
2018年	大阪府北部地震 発生 北海道胆振東部地震 発生	
2019年	保険料率の見直し 割引制度の見直し	保険料率3段階改定の2回目

4. 地震保険の内容

(1) 補償対象

居住用建物と生活用動産（家財）が対象

※ 工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物には、地震保険は契約できない。

(2) 支払対象の損害

地震・噴火・津波を直接または間接の原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害を補償

(3) 契約方法、契約金額

① 火災保険とセットで契約

② 地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額の30%～50%の範囲内で決める。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となる。

【年間保険料例】

* 東京都・木造建物（口構造）・割引なし

	契約金額	保険料
建 物	1,000 万円	38,900 円
家 財	500 万円	19,240 円
合 計	1,500 万円	58,350 円

※2019年1月以降保険始期の場合

(4) 保険料と割引制度

保険料は、建物の構造および所在地（都道府県）により異なる。

また、建物の免震・耐震性能に応じた割引制度がある（割引の重複適用は不可・所定の確認資料の提出が必要）。（2019年1月現在）

○免震建築物割引：割引率 50%

・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく免震建築物である場合

○耐震等級割引：割引率（耐震等級 3：50% 耐震等級 2：30% 耐震等級 1：10%）

・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）を有している場合

○耐震診断割引：割引率 10%

・地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（1981年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合

○建築年割引：割引率 10%

・1981年6月1日以降に新築された建物である場合

(5) 保険金の支払（2017年1月以降保険始期の場合）

居住用建物、家財について生じた損害の程度によって「全損」、「大半損」、「小半損」、「一部損」に区別される。

「全損」の場合は契約金額の全額、「大半損」の場合は契約金額の60%、「小半損」の場合は契約金額の30%、「一部損」の場合は契約金額の5%が支払われる（時価が限度）。

(6) 1回の地震等による総支払限度額

11.7兆円（2019年4月現在）

※ 関東大震災クラスの大地震が発生しても保険金の支払に支障がないよう設定されている。